

2016 年 2 月 5 日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「IFRS 第 9 号「金融商品」の IFRS 第 4 号「保険契約」との適用
(IFRS 第 4 号の修正案)」に対するコメント

当委員会（以下、「ASBJ」又は「我々」という。）は、国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「IFRS 第 9 号「金融商品」の IFRS 第 4 号「保険契約」との適用（IFRS 第 4 号の修正案）」（以下「本 ED」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。

我々は、現状を踏まえ、IASB が IFRS 第 9 号と新たな保険契約基準との発効日の相違に関する関係者からの懸念に対処しようとすることに同意する。ただし、提案されている 2 つの選択肢のうち、我々は企業に「上書きアプローチ」の適用を認めることには同意するが、「IFRS 第 9 号の適用の一時的免除」が本当に必要であるかについて定かではない。これは、これまでに IFRS を適用している日本の保険会社の数が限定的なことから、「上書きアプローチ」の適用により増加するコストが正当化できるものかどうかについて評価するうえで十分な根拠が得られていないためである（このため、本 ED の質問 4 に対して回答は行っていない。）。「上書きアプローチ」の実務上の負荷を考慮しない場合、我々は「IFRS 第 9 号の適用の一時的免除」は少なくとも望ましいものではないと考えており、また、「上書きアプローチ」の実務上の負荷が、「IFRS 第 9 号の適用の一時的免除」を提供するコストを正当化できるほど重大なものなのかについて、疑問を呈する者もいる。

また、我々は、本 ED は新たな保険契約基準が 2021 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から発効するという強い仮定のもとに発行されたという印象を持っている。我々が、新たな保険契約基準が強く必要とされていることには同意するが、本基準の重要性を踏まえると、我々は、基準が十分に理解可能で、運用可能なことを確保するための追加的なプロセスが必要かどうかについて、IASB が慎重に評価することが重要と考えている。この点から、我々は、本 ED の提案が、今後の審議において IASB における慎重な検討を妨げるかもしれないことを懸念している。

本 ED における個別の質問に対する我々のコメントについては、本レターの別紙をご参照いただきたい。

我々のコメントが IASB による今後の検討に役立つことを期待している。ご質問があれば、ご連絡をいただきたい。

新井 武広

企業會計基準委員会 副委員長

保険契約専門委員会 専門委員長

各質問に対する具体的なコメント

質問 1——提起された懸念への対処

BC9 項から BC21 項では、IFRS 第 9 号と新しい保険契約基準の発効日の相違に関して一部の利害関係者から提起された次のような懸念を記述している。

- (a) 財務諸表利用者が、IFRS 第 9 号を新しい保険契約基準の前に適用した場合に純損益に生じる可能性のある追加的な会計上のミスマッチと一時的なボラティリティーを理解するのに困難を感じる可能性がある (BC10 項から BC16 項)。
- (b) IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行する一部の企業が、新しい保険契約基準の影響を十分に評価できるようになる前に IFRS 第 9 号の分類及び測定 of 要求事項を適用しなければならなくなることについて、懸念を示している (BC17 項から BC18 項)。
- (c) 短期間に 2 組の大幅な会計上の変更があると、財務諸表の利用者と作成者の両方にとって多大なコストと労力を生じる可能性がある (BC19 項から BC21 項)。

本公開草案における提案は、これらの懸念に対処するように設計されている。

IASB がこれらの懸念への対処を図るべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

1. 賛成する。我々は、IASB が IFRS 第 9 号と新たな保険契約基準との発効日の相違について、関係者から提起された懸念に対処しようとすることに同意する。
2. 振り返って考えると、IFRS 第 9 号を最終化する前に IASB が経過措置を提供することがより適切であったかもしれない。しかし、IASB は、その当時は将来の基準設定プロセスに対して規律を与える観点からそのような決定をしなかった。こうした経緯を踏まえ、我々は全般的なコメントとして、特に経過措置に関する決定と他の基準設定のプロジェクトとの間に相互関係がある場合には、IASB は経過措置をより一層慎重に考慮すべきである旨を提案する。

質問 2——上書きアプローチと IFRS 第 9 号適用の一時的免除の両方を提案したこと

IASB は、IFRS 第 4 号を次のように修正することによって、BC9 項から BC21 項に記述された懸念に対処することを提案している。

- (a) IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行する企業に対して、下記に該当する指定された金融資産から生じた収益又は費用の一部を純損益からその他の包括利益に振り替えることを

認める（「上書きアプローチ」）（BC24 項から BC25 項参照）。

(i) IFRS 第 9 号を適用して全体が純損益を通じた公正価値で測定される。しかし、

(ii) IAS 第 39 号を適用していたならばそのようには測定されなかったであろう。

(b) 支配的活動が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行である企業に対して、IFRS 第 9 号の適用を一時的に免除する選択肢を設ける（「IFRS 第 9 号の適用の一時的免除」）（BC26 項から BC31 項参照）。

上書きアプローチと IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の両方を設けることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

提案されている修正のうち一方だけが必要と考える場合には、どちらが必要なのか及びその理由を説明されたい。

3. 我々は「上書きアプローチ」を支持する。これは、我々は、当該アプローチが IFRS 第 9 号の適用から生じる会計上のミスマッチに対応することによって「純損益」情報の品質の改善に貢献するであろうと考えているためである。しかし、我々は「IFRS 第 9 号の適用の一時的免除」が本当に必要なか定かではない。

4. 我々は、「上書きアプローチ」による実務上の負荷を考慮しない場合、提案された「IFRS 第 9 号の適用の一時的免除」は、次のような理由により、少なくとも望ましいものではないと考えている。

(1) 我々は、「IFRS 第 9 号の適用の一時的免除」によった場合、「上書きアプローチ」とは異なり、IFRS 第 4 号の範囲内の保険契約を発行する企業とそれ以外の企業との財務情報の比較可能性が著しく低減されるであろうと考えている。これは、保険契約を発行する企業は通常、投資ポートフォリオにおいて大量の金融資産を保有しているためである。したがって、想定される重要性を考慮すると、当該アプローチによった場合、企業が財務諸表において IFRS に準拠しているとしている場合であっても、類似の事業を営む企業間の財務諸表で「クリフ効果」が生じるであろうと考えられる。仮に「IFRS 第 9 号の適用の一時的免除」の選択が認められる企業の範囲を報告企業よりも下のレベルで決定する場合、財務諸表の比較可能性に対する懸念はより一層深刻なものとなるであろう。

(2) 本 ED は、新たな保険契約基準が 2021 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から発効するという強い仮定のもとに発行されたように見受けられる。新たな保険契約基準が強く必要とされていることには同意するが、本基準の重要性を踏まえ、我々は、基準が十分に理解可能で、且つ運用可能なことを確保する追加的なプロセスが必要

か否かについて、IASB が慎重に評価することが重要と考えている。我々は、本 ED の提案が、今後の審議において IASB における慎重な検討を妨げるかもしれないことを懸念している。

5. 「上書きアプローチ」による実務上の負荷については、我々は同アプローチによるコストが便益を上回るか否かの分析を十分にできていない。これは、IFRS を適用している日本の保険会社の数が極めて限定的なためである。しかし、我々の議論のなかでは、「上書きアプローチ」の実務上の負荷が本当に正当化できないものなのか、疑問を呈する者もいた。これは、保険契約を発行する企業にとって、IFRS 第 9 号を適用するために必要な情報システムは、財務諸表の作成基準として IFRS を適用し続ける限り、将来のいずれかの時点でいずれにせよ必要となるものであり、2 つの基準（IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号）を並行して適用する負荷は IFRS 第 9 号を適用しないことを認めるアプローチを正当化するほど重大なものか疑問であるというものであった。

質問 3——上書きアプローチ

第 35A 項から第 35F 項及び BC32 項から BC53 項では、上書きアプローチを記述している。

- (a) 第 35B 項及び BC35 項から BC43 項では、どの資産に上書きアプローチが適用できるのかを記述している。記述された資産（かつ、それらのみ）を上書きアプローチに適格とすることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのような提案をするか、また、その理由は何か。
- (b) 第 35C 項及び BC48 項から BC50 項では、上書きアプローチを適用して純損益からその他の包括利益に振り替えた金額の表示を検討している。表示について提案しているアプローチに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合には、その代わりにどのような提案をするのか、また、その理由は何か。
- (c) 上書きアプローチについて他に何かコメントがあるか。

6. 我々は、「上書きアプローチ」を適用することができる資産の決定に関して、企業に裁量を認める提案をした本 ED の第 35B 項を支持する。企業の投資戦略が異なることを考慮すると、基準において会計上のミスマッチの原因をすべて規定することは殆ど不可能と思われるからである。
7. また、我々は、純損益から OCI に振り替えた金額を独立した表示項目として表示することを要求しつつ、個々の表示項目への影響を財務諸表の本体に表示するか、又は財務諸表の注記で開示するかは企業が決定することを認める旨を提案する本 ED の第 35C 項に同

意する。これは、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 85 項で、企業の財務業績の理解に関連性がある場合には、追加的な表示項目（基準で特定された表示項目の分解を含む）を表示することを企業に要求していることを踏まえると、当該提案は企業が表示内容を決定するための十分な基礎を提供していると考えられるためである。

質問 5——上書きアプローチと IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を任意とすべきか

BC78 項から BC81 項で説明しているように、本公開草案は、上書きアプローチと IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の両方を、要件を満たす企業に対して任意とすることを提案している。このアプローチと整合的に、BC45 項及び BC76 項では、企業は新しい保険契約基準が適用される前にそれらのアプローチの適用を中止することが認められると説明している。

- (a) 上書きアプローチと IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を任意とすることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 企業が上書きアプローチ又は IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の適用を、新しい保険契約基準が適用される前の任意の事業年度の期首から停止することを認めるという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- 8. 我々は、仮に IASB が経過措置として 2 つのアプローチを設けるのであれば、主に本 ED の BC79-81 項で説明された理由により、「上書きアプローチ」と「IFRS 第 9 号の適用の一時的免除」を任意の選択とする提案に同意する。
- 9. 企業が、新たな保険契約基準が適用される前の各事業年度の期首から、企業が「上書きアプローチ」又は「IFRS 第 9 号の適用の一時的免除」の適用を中止することを認める提案に関して、我々は、選択したアプローチを中止する時期について企業が決定する選択肢を与える場合、企業の財務諸表における各事業年度間の比較可能性を低下させることにならないかについて懸念している。
- 10. 我々は、IASB が新たな保険契約基準の適用後は速やかに選択したアプローチの適用を中止することを企業に対して要求する一方で、企業が自らの裁量で選択したアプローチの適用を中止することを禁止する方がより適切ではないかと考えている。当該方法によって、企業の財務諸表の各事業年度間の比較可能性をより適切に維持することができるのではないかと考えられる。

質問 6——IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の期限満了日

第 20A 項及び BC77 項では、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除は 2021 年 1 月 1 日以後開始する事

業年度の期首において期限満了とすべきであると提案している。

一時的免除に期限満了日を設けることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

2021年1月1日以後開始する事業年度という期限満了日の提案に同意するか。同意しない場合、どのような期限満了日を提案するか、また、その理由は何か。

11. 我々は、仮に IASB が「IFRS 第 9 号の適用の一時的免除」の選択肢を提供することを決定する場合、当該選択肢を限定された期間において適用可能とすることには原則として同意する。これは、当該選択肢が異なる企業間の財務諸表の比較可能性を低下させると考えられるためである。
12. しかし、我々は、仮に新たな保険契約基準の公表が将来遅れることになった場合、企業が「IFRS 第 9 号の適用の一時的免除」をあらかじめ決めた期限満了日以降に適用することが禁止されることによって、企業の財務諸表の各事業年度間の比較可能性がより低下することを恐れている。このため、我々は「IFRS 第 9 号の適用の一時的免除」が本当に必要なか確信を持ってないものの、今回の修正において期限満了日をあらかじめ決めることが必要もしくは適切とは考えていない。むしろ、IASB が本当に「IFRS 第 9 号の適用の一時的免除」を必要かつ適切であると考えるのであれば、新たな保険契約基準を最終化した後に期限満了日を決めることが、論理的ではないかと考えられる。

以 上